

# 指定短期入所生活介護施設 光 葉 園 運営規程

社会福祉法人 みろく会

## (趣 旨)

第 1 条 この規程は、介護保険法第70条及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「基準省令」という。）その他関係法令通知の定めるもののほか、社会福祉法人みろく会（以下「当法人」という。）が設置運営する短期入所生活介護施設光葉園（以下「当施設」という。）の運営に関する重要事項を定めるものとする。

## (事業の目的)

第 2 条 当施設が行う短期入所生活介護事業は要介護状態にあるものに対し可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

## (運営方針)

第 3 条 短期入所生活介護は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障ある者を対象に提供する。

2 短期入所生活介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、又認知症等心身の状況を踏まえその目標を設定し短期入所生活介護計画に基づき日常生活を営む上で必要な援助を行う。

3 短期入所生活介護の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携を図り、関係市町村とも連携し、総合的なサービスの提供に努める。

4 当施設は、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。

但し、やむを得ずまたは医師の指示により身体拘束を行う場合は、最小限の身体拘束とし、利用者またはその家族へ説明し、同意を得るものとする。また

施設内の「身体拘束・虐待廃止委員会」にて解除することを目標に鋭意検討を行う。

- 5 短期入所生活介護の提供に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(事業所の名称及び所在地)

第 4 条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 指定短期入所生活介護施設 光 葉 園
- (2) 所在地 青森県八戸市大字鮫町字金屎 3 5 番地 9 0

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第 5 条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

|         |                               |
|---------|-------------------------------|
| 施 設 長   | 施設の業務を統括管理する。                 |
| 副 施 設 長 | 施設長の業務に準ずる。                   |
| 医 師     | 利用者に対し健康管理及び療養上の指導を行う。        |
| 生活相談員   | 利用者及び家族の相談に応じ、必要な助言その他の援助を行う。 |
| 介護支援専門員 | 施設サービス計画の作成等に従事する。            |
| 看 護 職 員 | 医師の診察補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理      |
| 派遣看護職員  | 及び日常生活の援助に従事する。               |
| 看 護 助 手 |                               |
| 介 護 職 員 | 施設長、所属長の命を受け、係りの業務を処理し、利用者    |

※介護・看護職員の総数は利用者に対し 3 対 1 以上になるよう配置する。

(入所者数とは前年度の平均値とする。)

|         |                                    |
|---------|------------------------------------|
| 管理栄養士   | 適切な栄養指導を行い、食品及び衛生管理に努め、調理員を指揮監督する。 |
| 機能訓練担当  | 利用者の機能回復の促進及び機能低下を予防する業務に従事する。     |
| その他の従業者 | 必要に応じた適当数                          |

(利用定員)

第 6 条 この事業の利用定員は、10名とする。(介護予防短期入所生活介護を含む)

(利用者に対する施設サービスの内容)

第 7 条 当施設は、利用者に対し介護保険給付対象サービスとして、次に掲げる施設介護サービスの提供を行う。

(1) 入浴介護サービス

当施設は、1週間に2回以上の入浴又は清拭を行う。

(2) 排泄介護サービス

当施設は、利用者の排泄の自立について必要な援助を行うとともに、おむつを使用しなければならない利用者のおむつを適切に取り替える。

(3) 食事等介護サービス

当施設の食事は、適切な栄養量及び内容で、かつ適時適温で提供するよう、栄養士が管理する。食事の提供時間は、次のとおりとする。

ア 朝食 7：30から

イ 昼食 12：30から

ウ 夕食 18：00から

(4) 相談等の精神的ケアサービス

(5) 社会生活上の便宜的サービス

(6) 日常生活上の介護サービス

(7) 機能訓練サービス

(8) 健康管理及び療養上の介護サービス

(9) レクリエーションサービス

(10) その他のサービス

2 利用者が希望する、介護保険給付対象外のサービスの提供を行う。

(1) 通常の送迎の実施範囲を超える送迎

(2) 理容サービス

(3) 教養娯楽サービス

(4) その他のサービス

(利用料その他の費用の額)

第 8 条 指定短期入所生活介護施設サービスを提供した場合の利用料の額は介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いをするものとする。

2 居住費基準額

(1) 従来型個室 一日 1,231 円

(2) 多床室 一日 915 円

3 食費基準額 朝食 460 円  
 昼食 570 円  
 夕食 520 円

4 第2項、第3項については国が指定するまで当分の間下記のとおり負担限度額を適用する。

| 負担限度額 |       | 日 額   |
|-------|-------|-------|
| 第1段階  | 従来型個室 | 380   |
|       | 多床室   | 0     |
|       | 食 費   | 300   |
| 第2段階  | 従来型個室 | 480   |
|       | 多床室   | 430   |
|       | 食 費   | 390   |
| 第3段階① | 従来型個室 | 880   |
|       | 多床室   | 430   |
|       | 食 費   | 650   |
| 第3段階② | 従来型個室 | 880   |
|       | 多床室   | 430   |
|       | 食 費   | 1,360 |
| 第4段階  | 従来型個室 | 1,231 |
|       | 多床室   | 915   |
|       | 食 費   | 1,550 |

5 前条第2項にかかる利用料については、重要事項説明書に定めるものとする。

6 利用料の徴収に当たっては、あらかじめ契約者及び利用者並びにその家族にサービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得て行うものとする。

7 利用料については、介護給付体系の変更、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、変更できるものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第 9 条 通常の事業の実施地域は、八戸市、階上町とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 10 条 利用者は、入所生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。

- 2 利用者は、外出しようとするときは、その都度外出先、用件、その期間等の予定を施設長に届け出て、承認を受けなければならない。
- 3 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。
  - (1) けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること
  - (2) 指定した場所以外で喫煙すること
  - (3) 営利行為、宗教の勧誘及び特定の政治活動を行うこと
  - (4) その他この規程の定めに反すること

(非常災害対策)

第 11 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、又消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- 2 防火管理者は事業所防火管理者資格を有する職員を当て、火元責任者には事業所介護職員を当てる。
- 3 始業時・終業時には火災危険防止のため、自主的に点検を行う。
- 4 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- 5 非常災害設備は常に稼働できる状態にしておく。
- 6 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- 7 防火管理者は従業者に対して、防火教育、消防訓練を実施する。
  - ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）年 1 回以上
  - ②利用者を含めた総合訓練 年 1 回以上
  - ③非常災害用設備の使用方法的徹底 随時
- 8 その他必要な災害防止対策について必要に応じて対処する体制をとる。

(緊急時等の対応方法)

第 12 条 サービス提供中に容態の変化があった場合は、事前の打合せにより主治医、嘱託医、救急隊、家族へ連絡する等必要な措置を講ずる。

(事故発生時の対応)

第13条 サービス提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関搬送等の措置を講じ、速やかに利用者が居住する市町村、家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行う。

また、事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

なお、利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は速やかに賠償する。

(守秘義務)

第14条 従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、従業者であった者が、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とするものとする。

- 2 当施設は利用者に医療上、緊急の必要性がある場合、またはサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者または家族の個人情報を用いるものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第15条 事業者は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施

- 2 職員は、入居者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る等直接入居者の身体に侵害を与える行為。
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
- (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。

- (5) 食事を与えないこと。
- (6) 入居者の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (7) 乱暴な言葉使いや入所者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8) ホームを退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (9) 性的な嫌がらせをすること。
- (10) 当該入居者を無視すること。

(その他施設の運営についての留意事項)

第16条 従業員の資質の向上を図るため、年1回以上の研修の機会を設ける。

2 当施設が提供するサービスのうち、外部に委託して行うものの種類とその委託先は、次のとおりとする。

- (1) 給食業務 日清医療食品株式会社 東北支店
- (2) 洗濯・リネン業務 ワタキューセイモワ 八戸営業所

3 当施設が提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため相談及び苦情受付の窓口を設け、応接室前に「ご意見箱」を設置する。

4 当施設は第13条に規定する賠償に対応するため、あらかじめ損害賠償保険に加入しておくものとする。

5 当施設は、利用者の短期入所生活介護サービスの提供に関し、短期入所生活介護サービス計画書、介護記録、機能訓練記録、その他必要な記録を整備する。利用者又は契約者からこれらの記録の閲覧又はコピーを求められた場合は、原則として一部これに応じる。ただし、その他の家族・第三者からの請求については、利用者又は契約者の同意が得られない場合は、これに応じない。  
なお、これらの記録は最終利用日から5年間保管するものとする。

6 当社会福祉法人みろく会の法令遵守責任者は理事長澤口公孝とする。

7 この規程に定めるもののほか、当施設の運営に関する事項は、基準省令第5条に定める重要事項説明書に定めるほか、利用者及びその家族と当法人が協議して定める。

## 附 則

- この規程は、平成19年 5月 2日から施行する。
- この規程は、平成20年 4月 1日改正、平成20年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成20年 7月 1日改正、平成20年 7月 1日から施行する。
- この規程は、平成21年 4月 1日改正、平成21年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成22年 4月 1日改正、平成21年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成23年 7月 1日改正、平成23年 7月 1日から施行する。
- この規程は、平成24年 4月 1日改正、平成24年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成25年 2月 1日改正、平成25年 2月 1日から施行する。
- この規程は、平成25年 4月 1日改正、平成25年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成25年 6月 15日改正、平成25年 6月 15日から施行する。
- この規程は、平成26年 4月 1日改正、平成26年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成26年 10月 1日改正、平成26年 10月 1日から施行する。
- この規程は、平成27年 4月 1日改正、平成27年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成28年 4月 1日改正、平成28年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成29年 4月 1日改正、平成29年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成30年 4月 1日改正、平成30年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成31年 4月 1日改正、平成31年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 2年 4月 1日改正、令和 2年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 3年 4月 1日改正、令和 3年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 3年 8月 1日改正、令和 3年 8月 1日から施行する。
- この規程は、令和 4年 4月 1日改正、令和 4年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 4年 4月 1日改正、令和 4年 10月 1日から施行する。
- この規程は、令和 5年 4月 1日改正、令和 5年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 6年 4月 1日改正、令和 6年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 6年 7月 1日改正、令和 6年 7月 1日から施行する。
- この規程は、令和 6年 8月 1日改正、令和 6年 8月 1日から施行する。